

介護保険サービス事業所における非常災害対策 マニュアル作成のポイント

平成26年7月

宮城県保健福祉部長寿社会政策課

介護保険指導班

○本書の目的

介護保険サービス事業所は、高齢者の方が多く利用しており、災害発生時には避難等の援助が必要となるため、事業者は、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとれるように備えておく必要があります。

本書は、介護保険サービス事業所が災害対応マニュアルを作成する際に特に留意する点についてまとめていますが、事業所によって立地条件等、状況が異なるため、本書を参考としつつも固有のリスク、事業所の規模等を考慮し、各々に最適なマニュアルを作成するようにしてください。

○本書の利用方法

本書では、マニュアル作成にあたって最低限検討が必要と考えられる点を挙げています。ポイントについては、別紙「チェックリスト」と併せて、事業所の状況を確認しつつ、どのように対策すべきかを事業所全体で話し合いながらマニュアルを作成してください。

特にリスク意識や災害時の行動基準については、全職員間で共有しておかなければ効果がありませんので、事業所全体で十分検討願います。

目次

1. 立地条件の確認・リスクの把握を行う・・・・・・・・・・・・・・・・3 p
2. 職員の災害対応体制を整える・・・・・・・・・・・・・・・・4 p
3. 災害発生時の対応を検討する・・・・・・・・・・・・・・・・6 p
4. 平常時の事業所の防災対策を行う・・・・・・・・・・・・・・・・8 p
5. ライフライン断絶への対応・備蓄品等を検討する・・・・・・・・9 p
6. 避難訓練等を通じたマニュアルの見直しを行う・・・・・・・・11 p
7. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・12 p

1. 立地条件の確認・リスクの把握を行う

事業所において災害対策を計画するには、まず事業所の立地条件を確認することで事業所がどのような災害に被災するリスクがあるのか把握する必要がある。

(1) 立地条件の確認・リスクの把握を行う

事業所の立地条件についてハザードマップ等を利用して確認し、どのような災害のリスクがあるのかを把握する。下記参考資料等に基づき、立地条件によって想定される事業所固有のリスクに応じて対応策を検討する。

(例) 地震による事業所の損壊、津波・洪水による浸水、土砂崩れ、火山の噴火による被害、原子力災害、大雪による事業所の孤立

(参考) 各ハザードマップ等

土砂災害関係

土砂災害危険箇所	宮城県土木部	http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/
土砂災害警戒区域等指定箇所	防災砂防課	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html

洪水・津波関係

洪水ハザードマップ	宮城県土木部 港湾課	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-kouzui-hm.html
津波ハザードマップ	国土交通省	http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/viewer/index.html?code=4

地震関係

表層地盤のゆれやすさ全国マップ	内閣府	http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h17/yureyasusa/
-----------------	-----	---

火山関係

蔵王火山ハザードマップ	宮城県土木部 防災砂防課	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/zao-hazadomap.html
-------------	-----------------	---

原子力関係

宮城県地域防災計画 (原子力災害対策編)	宮城県 環境生活部 原子力安全対策課	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/bousaieikaku.html
-------------------------	--------------------------	---

(2) 被災リスクと災害への対策の職員への周知を行う

事業所の被災リスクと対策について、平常時から職員に周知する必要がある。周知の方法や機会についても検討する。

2. 職員の災害対応体制を整える

災害が発生した場合に混乱をきたさずに組織的な行動がとれるよう、連絡体制や役割分担について整理しておく。

(1) 安否確認・連絡体制を整備する

ア. 緊急連絡網の作成

災害発生時に迅速に職員間で連絡を取り安否確認ができるよう、緊急連絡網を整備し、職員に周知を行う。

また、職員の異動等による連絡先の変更や連絡ルートの変更を反映するため、定期的に更新を行う必要がある。更新の担当者や更新の時期をあらかじめ決めておく。

イ. 連絡手段を検討する

災害発生時は利用規制により固定電話・携帯電話が利用できなくなることを考慮した上で連絡手段を検討する。また、検討した連絡手段について職員へ周知を行う。

(2) 参集基準等を整備する

ア. 参集基準を定める

災害が発生した場合には、職員間の連絡がスムーズに行われないことも考えられるため、あらかじめ災害の程度や役職に応じた参集基準を検討する。

(例) 職員の参集基準

	責任者	指定職員	一般職員
【地震】 震度 6 以上	職場からの連絡が無くても自発的に出勤	職場からの連絡が無くても自発的に出勤	責任者からの指示が無くても自発的に出勤
【地震】 震度 5 強弱	職場からの連絡が無くても自発的に出勤	職場からの連絡が無くても自発的に出勤	責任者からの指示により出勤
【地震】 震度 4 以下	職場へ連絡、必要と判断すれば出勤	施設から連絡あれば出勤	出勤の必要なし

イ. 参集しなくてもいい場合の基準を検討する

大規模地震等の場合、職員自身や家族が被災する可能性や、無理に参集することで職員を危険にさらす場合があるので、よく話し合ったうえで参集しなくてもいい場合の基準も決める。

(例)・職員自身や家族が負傷している場合

- ・自宅建物が被災し、家族が危険な状態にある場合

ウ. 参集できる職員数を想定する

被災した場合に早急に組織的活動ができるよう、参集手段（徒歩や車）から時間ごとの参集できる職員数を想定しておく。

(例) 時間・参集手段ごとの参集できる職員数

	10分以内	10~20分以内	30~40分以内	・・・
徒歩(人)	2	3	2	・・・
自動車等(人)	4	2	1	・・・

(3) 災害発生時の役割を決める

ア. 災害発生時の役割分担を定める

災害発生時には通常業務と異なった対応が求められるため、混乱を避け組織だった行動を行うために、職員の役割分担をあらかじめ定め、分担表を作成する。

なお、平常時の担当と関連した役割を担うことで、災害時もスムーズに行動しやすくなる。

イ. 代替責任者を選定する

災害発生時にあらかじめ決めていた責任者が事業所に不在の場合も考えられる。可能であれば複数の代替責任者を決めておき、打ち合わせを通して、責任者から代替責任者へ重要な判断事項等を伝達しておくようにする。

3. 災害発生時の対応を検討する

災害が発生した場合に迅速かつ適切な行動をとることができるように、避難場所、避難経路等について十分検討し計画をたてる。

(1) 避難計画を検討する

ア. 避難場所を決める

事業所の立地等を勘案し、避難所を決める。避難所を決定する際には利用者の安全を確保できる場所であるかどうかという観点から十分な検討が必要となる。広域避難所を確認しておくとともに、事業所周辺の広場、運動場等を把握しておくことで状況に応じて、より安全な場所への避難ができるよう備える。

(参考) 県内市町村避難場所(宮城県総務部危機対策課)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/ks-hinan-top.html>

イ. 避難経路を決める

避難経路図を作成し、職員に対して周知徹底を図る。避難経路を決定する際には、経路上の危険箇所(土砂災害や津波等による浸水の恐れがある場所等)に注意して安全に避難できる経路を検討する。

ウ. 避難手段を検討する。

利用者の状態や事業所の構造等を考慮し安全に避難する手段を検討する。

(検討事項の例)

寝たきりの方や認知症の方がいる場合は、どう避難誘導するか、エレベーターが使用できない場合には、2階以上に居住する利用者をどう避難誘導するか、車は使用できるか等。

(2) 二次災害防止のために設備を点検する

事業所が被災した場合、事業所の一部や設備が損壊する可能性がある。二次災害を防止するためにも地震が収まったら速やかに事業所の状態を点検する。また、点検が速やかに実施できるよう、あらかじめ点検の担当者、点検箇所を決めておく。

(3) 利用者情報の管理方法等を検討する

ア. 利用者情報の管理方法を検討する

他事業所等に引き継ぐ場合に、利用者情報を他事業所等の職員が確実に把握できるように利用者の情報をカード等にまとめて管理し、災害が発生したときにはすぐに持ち出せるように備える。

イ. 保管方法を検討する

作成していたカード等が災害時に所在不明になることや、情報が更新されず誤った情報が伝達されることを避けるため、保管場所を決めておく。また、情報更新の担当者、更新の時期について決めておく。

(4) 事業の継続の可否等に関して検討する（単独の短期入所生活介護，通所介護等の場合）

単独で短期入所生活介護，通所介護等を行う事業所の場合，災害発生時に事業所を閉鎖（指定福祉避難所は除く）するかどうかについて検討しておく。また，利用者家族が被災した場合などには利用者支援を継続する等，場合に応じた対応を検討する。

4. 平常時の事業所の防災対策を行う

平常時から事業所の内外の設備について点検を行い、事故につながる危険な箇所や避難の妨げになるような箇所がないか確認しておく。

(1) 点検する箇所を検討する

点検の際に必ず確認する箇所、確認の方法について決めておく。

(2) 設備を点検する職員、点検の時期を検討する

設備を定期的に確認するため、確認を担当する職員、確認の時期を決めておく。

(3) 危険箇所等への対応を検討する

点検の結果、破損・倒壊の可能性がある箇所や避難の妨げになる可能性のある箇所等を確認した場合には、その対策について検討する。

5. ライフライン断絶への対応・備蓄品を検討する

災害時には電気、水道、ガスといったライフラインが使用できなくなる可能性が高い。また、大規模災害の場合や、道路等の寸断により事業所が孤立する場合、食料品等が手に入りにくくなる可能性がある。上記のような場合に備え、対策を検討するとともに必要な備蓄品を常備することが必要となる。

(1) 電気が止まったときの対応を検討する

ア. 照明器具について

事業所の設備を確認し、停電時に備え備品等を検討する。

(検討事項の例)

非常用コンセントはあるか。その位置・使い方は周知されているか。非常灯の明るさ・耐久時間はどのくらいあるか等。

イ. 暖房・冷房について

エアコン・クーラー等、電気を要する冷暖房機器が停止したときの代替策や必要な備品を検討する。

(検討事項の例)

防寒対策はどうか。暑さ対策はどうか。必要な備品等は何が必要か等。

ウ. 利用者のケアに必要な器具について

電気が必要な器具等については、どのように代替するかを検討する。

(検討事項の例)

吸引器が必要な場合、代替の器具はどうか。その場合、代替器具の使用方法の周知はどうか等。

エ. 自家発電装置について

自家発電装置を備えている場合は、あらかじめ電気が必要となる器具の使用電気を検討する。また、発電機の使用に関して必要な事項を検討する。

(検討事項の例)

発電機の燃料はどのくらい必要か。燃料の保管や調達をどうか等。

(2) 水道が止まったときの対応を検討する

ア. 飲料水について

1日あたり必要な飲料水を算定し、これを基に事業所全体で必要とされる水の備蓄量を検討する。

(検討事項の例)

災害時に職員、利用者、避難者はどれくらいの人数になるか。何日分の飲料水を用意するか、暑い時期の消費量はどうか等。

イ. 生活用水について

確保可能な生活水の把握し、代替策を検討する。

(検討事項の例)

確保できる生活水はあるか。また、どれくらい確保できるか。確保できる水の量が限られている場合は、生活水を優先して使用する作業は何か。優先度が低い作業についてはどういった代替策をとるか。必要な備品等は何か等。

(3) 備蓄品等の管理を行う

ア. 食料の備蓄量等を検討する

1日に必要な食料の量を検討し、これを基に事業所全体で必要とされる備蓄量を検討する。また、どんな種類の食料が必要か検討する。

(検討事項の例)

災害時に職員、利用者、避難者はどれくらいの人数になるか。何日分の食料を用意するか。利用者の状態によってどのような食料が必要か等。

イ. 備蓄品の一覧化と管理の方法を考える

備蓄品を災害時に有効に活用できるよう、種類や量の把握、管理方法について検討する。また、定期的に点検等する者を決めておく。

(検討事項の例)

備蓄品の一覧に記入しておく必要な情報は何か。消費期限等のある備蓄の入れ替え等はどう行うか等。

ウ. 備蓄品の保管場所を検討する

浸水や障害物等により、取り出せなくなることを想定し、備蓄場所を検討する。

(4) ガスが停止したときの対応を検討する

調理に必要な熱源や給湯に必要な熱源が使用できなくなった場合、その代替策はどうするかを検討する。

(5) 通信手段が停止したときの対応を検討する

固定電話・携帯電話等が使えない場合に備えて、連絡手段と併せて検討する。また、利用者情報等のデータを保管するパソコン等の機器が使えなくなった場合に備え、データを取り出す方法等について検討する。

6. 避難訓練等を通じたマニュアルの見直しを行う

定期的に行う訓練等の機会を通じ、マニュアルの問題点等を吟味し、改善することにより実効性の高いマニュアルを作成する。

7. 参考資料等

○消防庁防災マニュアル（総務省消防庁）

http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/index.html

○地震/わが家で…地域で…防災対策（宮城県総務部危機対策課）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/km-wagaya.html>

○災害時初動活動マニュアルの作成例について（宮城県総務部危機対策課）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/kb-shodoutop.html>

○マップ作成モデル手法（宮城県総務部危機対策課）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/ks-bousaimap-top.html>

○災害マニュアル作成の手引き（公益社団法人全国老人福祉施設協議会/老施協総研）

<http://www.roushikyo.or.jp/contents/research/other/detail/125>